しての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(a)　内空断面積（一般部の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

(c)　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書㈱」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号新鍬台・宮古盛岡横断道路新区界トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

空自那覇(25)駐機場増設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成25年10月31日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長　武田　博史

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

１　工事名　空自那覇(25)駐機場増設工事

２　工事場所　沖縄県那覇市（航空自衛隊那覇基地内）

３　工事概要　本工事は、空自那覇基地内における以下の施設の整備に係る工事を行うものである。

【１工区】

ア　造成工事　掘削約19,000㎥、盛土約2,500㎥等

イ　舗装工事　コンクリート舗装約15,000㎡等

ウ　雨水排水工事　強化プラスチック複合管約130m等

エ　取壊し撤去工事　アスファルト舗装約6,000㎡、コンクリート舗装約11,500㎡等

【２工区】

ア　造成工事　掘削約9,000㎥、盛土約2,000㎥等

イ　舗装工事　コンクリート舗装約7,000㎡等

ウ　取壊し撤去工事　アスファルト舗装約2,500㎡、コンクリート舗装約2,500㎡等

【３工区】

ア　造成工事　掘削約10,000㎥、盛土約2,500㎥等

イ　舗装工事　コンクリート舗装約11,000㎡等

ウ　雨水排水工事　強化プラスチック複合管約140m等

エ　取壊し撤去工事　アスファルト舗装約9,500㎡、コンクリート舗装約1,000㎡等

４　工期　平成28年３月31日まで。ただし、１工区については平成27年１月31日まで、２工区については平成27年７月31日までとする。

５　競争参加資格審査申請書の交付

(1)　交付期間：平成25年10月31日から平成26年２月５日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

(2)　交付場所：〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線154）

(3)　その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

(1)　提出期間　平成25年10月31日から同年11月20日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成25年11月20日は午後３時まで。

(2)　提出場所　上記５(2)に同じ。

(3)　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年10月31日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4)　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成25年11月21日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

(1)　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合わせとする。

ア　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望してい